

東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)
地域総合治水推進計画

平成 27 年 3 月

(平成 28 年 12 月一部改定)

(平成 30 年 3 月一部改定)

(令和 3 年 3 月河川対策アクションプログラムを追記)

兵 庫 県

はじめに

【H30改定の趣旨】

兵庫県では、局地的豪雨などによる浸水被害を軽減するため、平成24年4月1日に施行された総合治水条例にもとづき、「河川下水道対策」に加えて、河川や水路への流出を抑制するための「流域対策」、河川等から溢れた場合でも被害を軽減するための「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に、県民総意で取り組んでいます。

加古川流域圏では、地域住民、学識者、国、関係市町等からなる「東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会」の意見を踏まえ、平成27年3月に推進計画を策定し、計画に基づき総合治水の取組を計画的かつ着実に推進しています。

このたび、総合治水条例施行から5年の節目かつ本地域の計画期間の概ね中間年に当たるため、総合治水対策の効果検証、各取り組みの進捗状況、地域ニーズへの対応等を踏まえた計画の中間見直しを行うとともに、国土交通省から示された「水防災意識社会 再構築ビジョン」や水防法の改正等の社会情勢の変化を踏まえた新たな取組を進め、「総合治水」のさらなる推進を図るため、計画内容の一部を変更しました。

4	河川・下水道対策	58
4-1	河川の整備及び維持	58
	(1)河道対策	58
	(2)洪水調節施設の整備	74
	(3)許可工作物	74
4-2	下水道の整備及び維持	75
5	流域対策	77
5-1	調整池の設置及び保全	78
5-2	土地等の雨水貯留浸透機能の確保	81
	(1)ため池	82
	(2)水田	87
	(3)学校・公園、その他大規模施設	91
	(4)各戸貯留	96
5-3	貯水施設の雨水貯留容量の確保	99
	(1)ダムの雨水貯留容量の確保及びため池の安全管理と水位低下による雨水貯留容量の確保	99
5-4	ポンプ施設との調整	103
5-5	遊水機能の維持	105
5-6	森林の整備及び保全	106
5-7	山地防災・土砂災害対策	113
6	減災対策	115
6-1	浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握	116
	(1)浸水想定区域図の作成・公表	119
	(2)洪水ハザードマップの作成・配布	121
	(3)災害を伝える	122
6-2	浸水による被害の発生に係る情報の伝達	123
	(1)雨量・水位情報	128
	(2)防災行政無線、ケーブルテレビ、市町ホームページ等	130
	(3)「ひょうご防災ネット」による情報発信	131
	(4)緊急速報メール	133
	(5)氾濫予測情報	133
	(6)道路アンダーパス部の浸水情報	135
	(7)洪水予報	136
6-3	浸水による被害の軽減に関する学習	138
	(1)防災リーダーの育成	138

(2) 防災マップの作成・支援	142
(3) 学校カリキュラムとの連携	146
6-4 浸水による被害の軽減のための体制の整備	147
(1) 水防活動等への支援	147
(2) 円滑な避難体制の整備	150
(3) 協定締結に関する取り組み	154
6-5 訓練の実施	155
6-6 建物等の耐水機能の確保	158
6-7 集落の浸水による被害の防止	159
(1) 二線堤、輪中堤等による集落の浸水被害の防止	159
(2) 排水施設の設置及び機能維持	159
(3) 浸水状況を踏まえた土地利用の検討	159
6-8 浸水による被害からの早期の生活の再建	160
7 環境の保全と創造への配慮	161
7-1 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・再生	161
7-2 縦断的移動の連続性の確保	162
7-3 参画と協働による川づくり	162
7-4 森林環境の保全	162
7-5 水田・ため池環境の保全	162
8 総合治水を推進するにあたって必要な事項	163
8-1 県民相互の連携	163
8-2 関係機関相互の連携	163
8-3 財源の確保	163
8-4 計画のフォローアップ	163
9 モデル地区等における取り組み	164
9-1 加東市河高地区	165
9-1-1 地区の概要	165
9-1-2 取り組み内容	167
9-2 西脇市黒田庄町福地地区	171
9-2-1 地区の概要	171
9-2-2 取り組み内容	174
9-3 多可町加美区多田川流域	177
9-3-1 地区の概要	177
9-3-2 取り組み内容	179
9-4 法華山谷川流域	183

9-4-1	計画の位置付け	183
9-4-2	計画期間	183
9-4-3	流域の概要	183
9-4-4	取り組み内容	186

改定履歴

参考資料

1. 流域対策等による軽減効果参考- 1

卷末資料：「法華山谷川水系総合治水推進計画, 平成 25 年 3 月, 兵庫県」

※「法華山谷川水系総合治水推進計画」は、「東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画」における水系別計画として位置づけている。法華山谷川水系では、平成 23 年 9 月の台風第 12 号により甚大な浸水被害が発生し、早急な対策が必要になったことから、法華山谷川水系の計画を平成 24 年度に策定した。

3 総合治水の推進に関する基本的な方針

3-1 全般

国、県、市町は、河川や下水道の整備・維持を行うことはもちろんではあるが、互いに連携を図りながら、県民と協働して流域対策、減災対策を推進する。

特に、県が重点的に推進する事前防災対策については、「河川対策アクションプログラム」に基づき実施する。このほか、総合治水に資する山地防災・土砂災害対策や、高潮、津波対策、インフラメンテナンス等については各分野別計画等に基づき実施する。

- 県の責務 …… 総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施。
- 市・町の責務 …… 各地域の特性を生かした施策の策定・実施。
- 県民の責務 …… 雨水の流出抑制と浸水発生への備え。
行政が実施する総合治水に関する施策への協力。

国は、河川管理者として、総合治水の推進について、県及び市町と連携していく。

また、国、県、市町は、国から示された水防災意識社会再構築ビジョンや水防法の改正等の社会情勢の変化を踏まえた新たな取組みについても推進する。

3-2 河川・下水道対策

(1) 河川対策

国は、河川環境に配慮しながら、計画期間を30年間とする「加古川水系河川整備計画(国管理区間)」に基づき、整備及び維持管理を行う。また、浸透に対する安全性が確保されていない堤防については、質的な安全性の向上に努める。

県、市町は、それぞれが管理する加古川、喜瀬川、法華山谷川などの河川整備計画等に基づいて、河川の整備及び維持を行う。

河川整備は、これまでの洪水被害等の各河川の特性を踏まえ、計画規模の洪水を安全に流下させることを目標として、築堤、河床掘削等のうち、本計画期間内で実施し得る整備を着実に実施する。なお、河川の整備、維持にあたっては、河川環境等に特に留意した上で実施する。なお、市町が管理する河川については、適切に河川改修及び維持管理を行う。

(2) 下水道対策

市町は、それぞれの下水道計画に基づき、年超過確率1/5～1/10程度の規模の降雨(42.0～57.8mm/hr)に対して浸水を生起させないための整備及び維持を行う。

近年、集中豪雨による浸水被害が多発しており、雨水の排除のみの対策だけでは限界にきている。このため、県及び市町は、雨水排水施設等の整備に要する期間及び効果を勘案し、雨水貯留施設等を効果的に組み合わせるなどの方策にも取り組む。

2) 中上流部における緊急的な取り組み

近年家屋等への浸水被害が発生している箇所において、緊急的に治水安全度の向上を図るため、上下流バランスに配慮しながら、局所的な整備を実施する(表 30, 図 38(1)～(11))。

表 30—中上流部における緊急的な取組箇所

河川名	施工の場所	延長(m)	施工内容	備考
淡河川	神戸市北区淡河町	110	河床掘削等	
美囊川	三木市口吉川町	950	樹木伐採等	H29 実施済
	三木市吉川町(上流)	140	パラペット等	
	三木市吉川町(下流)	230	パラペット等	
	三木市細川町	1600	樹木伐採等	
吉馬川	加東市多井田	100	パラペット等	
小川	加古川市平荘町	300	堤防嵩上げ等	
多田川	多可町加美区寺内	150	護岸等	
夫和川	多可町八千代区中三原	60	護岸等	
竹安川	丹波市柏原町北山	150	パラペット等	
井中川	丹波市氷上町井中	200	河床掘削等	
篠山川	篠山市宮代	300	護岸等	
曽地川	篠山市曽地口	80	樹木伐採等	
喜瀬川	稲美町岡	80	パラペット等	

~~備考) 整備の延長や内容については、今後の精査により、変動する場合があります。~~

~~今後、他の箇所においても整備する場合があります。~~

中上流対策の取組は、フォローアップシートに集約
(表 30 と図は 38 削除、表 31 図 39 以降は番号を 1 番ずつ繰り上げる)



図 38 (1) 中上流部における緊急的な取組箇所 (淡河川)

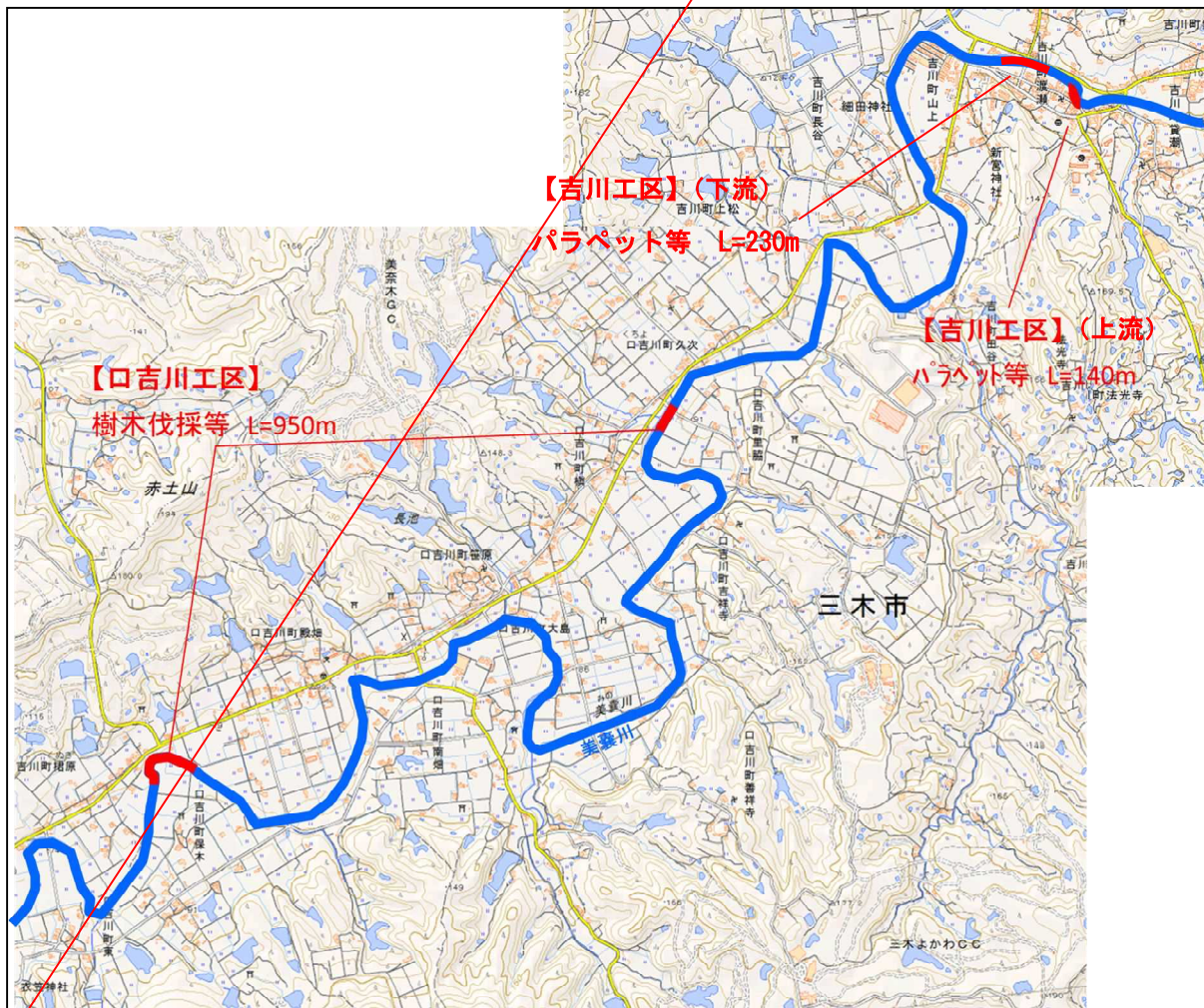


図 38 (2) 中上流部における緊急的な取組箇所 (美囊川)

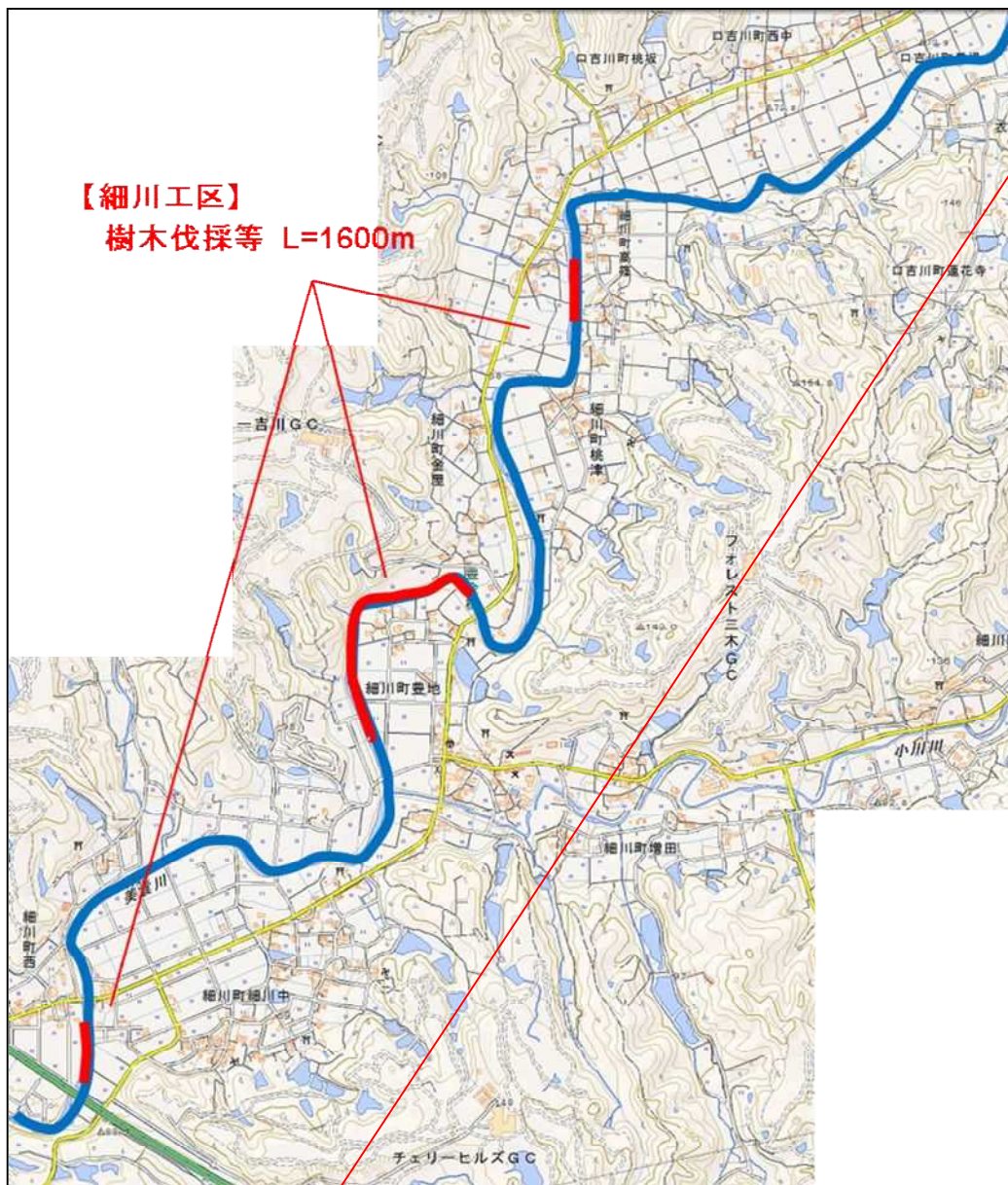


図 38(3) 中上流部における緊急的な取組箇所（美嚢川）



図 38(4) 中上流部における緊急的な取組箇所（吉馬川）



図 38(5) 中上流部における緊急的な取組箇所 (小川)



図 38(6) 中上流部における緊急的な取組箇所 (多田川)

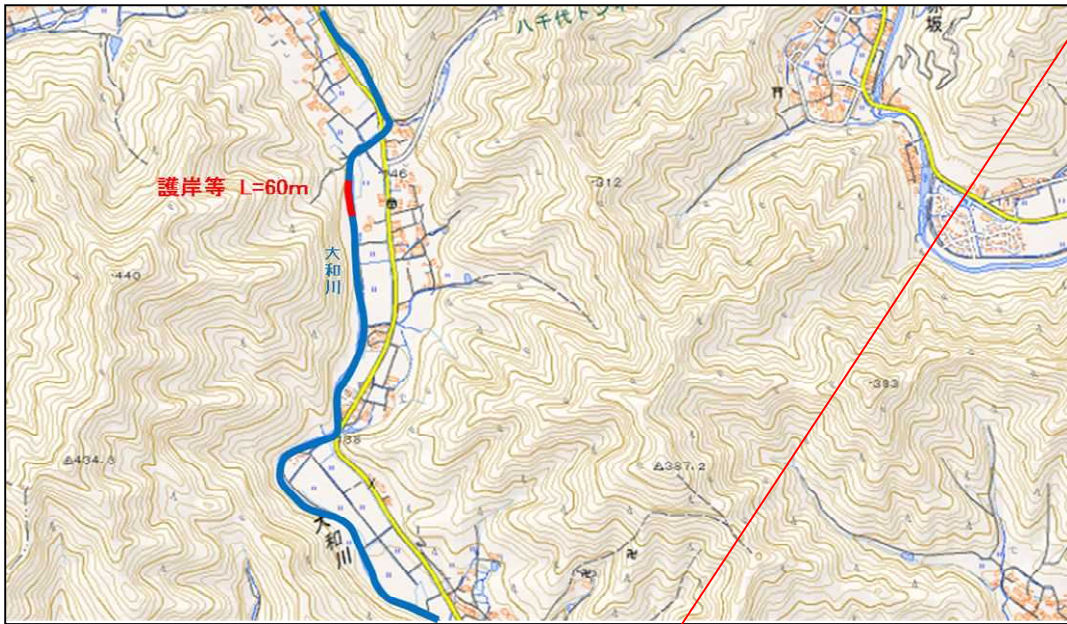


図 38(7) 中上流部における緊急的な取組箇所（大和川）



図 38(8) 中上流部における緊急的な取組箇所（竹安川）



図 38(9) 中上流部における緊急的な取組箇所（井中川）

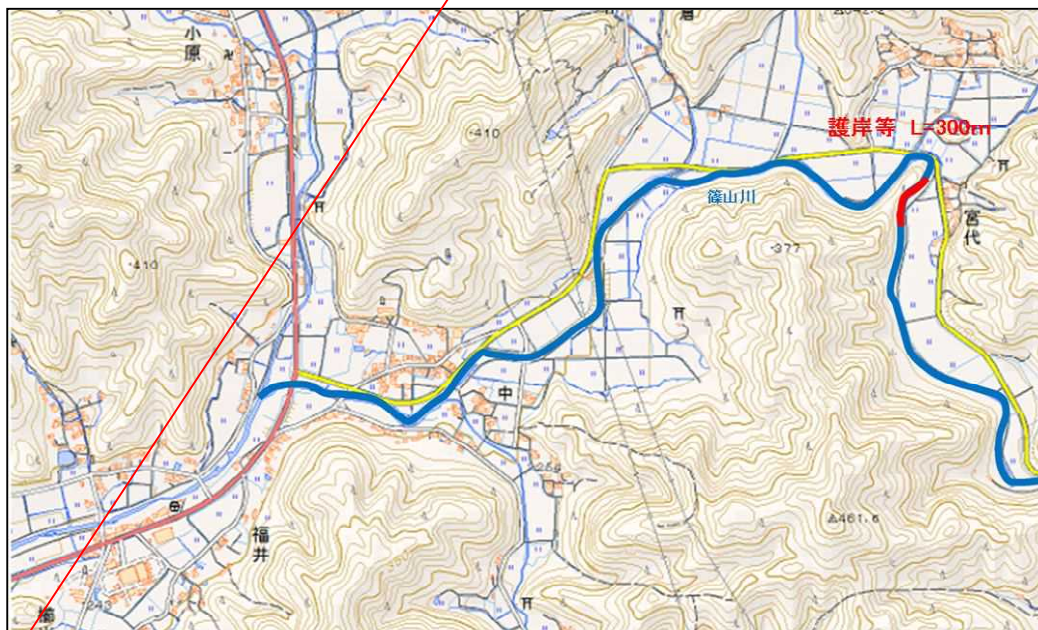


図 38(10) 中上流部における緊急的な取組箇所（篠山川）

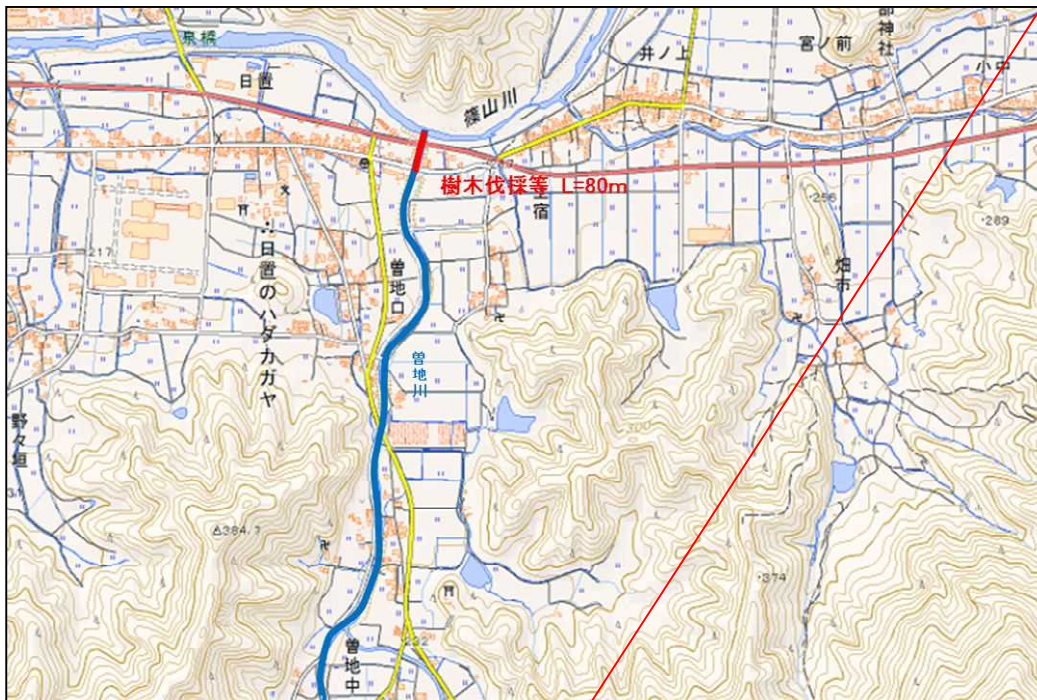


図 38(11) 中上流部における緊急的な取組箇所（曾地川）



図 38(12) 中上流部における緊急的な取組箇所（喜瀬川）

改定履歴

改定年月	主な改定内容
計画策定 平成 27 年 3 月	
第 1 回改定 平成 28 年 12 月	河川中上流部治水対策を追加
第 2 回改定 平成 30 年 3 月	中間見直し ・各種データ更新 ・水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取 り組みの追加等
第 3 回改訂 令和 3 年 3 月	河川対策アクションプログラムに基づく事前防 災対策の推進等を追記

ほっけさんたにがわ
法華山谷川水系総合治水推進計画

平成25年3月

(令和3年3月河川対策アクションプログラムを追記)

兵 庫 県

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針

総合治水の推進に当たって、県・市・県民が相互に連携し、協働して取り組んでいく。

県・市は河川下水道対策を行うことはもちろん、連携して県民への啓発を行う。さらに、県・市・県民は協力して流域対策、減災対策を推進する。

特に、県が重点的に推進する事前防災対策については、「河川対策アクションプログラム」に基づき実施する。このほか、総合治水に資する山地防災・土砂対策や、高潮、津波対策、インフラメンテナンス等については各分野別計画等に基づき実施する。

- 県の責務 …… 総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施。
- 市の責務 …… 各地域の特性を生かした施策の策定・実施。
- 県民の責務 …… 雨水の流出抑制と浸水発生への備え。
行政が実施する総合治水に関する施策への協力。

流域内には二級河川法華山谷川と善念川の管理者である兵庫県、普通河川間の川や赤谷川等の管理者である加古川市と高砂市、ため池の管理団体、公共施設等の管理者等、様々な施設管理者が存在している。これら総合治水に関する管理者が相互に連携し、協働して総合治水を推進する。

総合治水の推進に関する基本的な方針として、台風 12 号による被害状況や土地利用状況を踏まえて、下流域、中流域、上流域の流域毎の基本的な方針及びその各施策についての基本的な方針を以下に示す。

3-1. 流域毎の基本的な方針

(1) 下流域の基本的な方針（河口部～加古川バイパス：L=約 6.1km）

下流域では、昭和 30 年代から現在に至るまで河川改修に取り組んできたが、堤内地では昭和 40 年代以降に交通網の発達等により宅地化が進み、低平地の住宅地に多大な浸水被害が発生した。

このため、台風 12 号と同等の洪水流量を安全に流下させる河川対策を推進するとともに、間の川等の支川の河川対策をあわせて推進し、流域全体の被害軽減を図る。また、公共施設等の雨水貯留浸透機能の確保による流域対策を推進し、さらに、浸水リスクの高い市街地では、浸水時の避難に備えた手作りハザードマップの作成や台風 12 号の浸水標の設置等のソフト対策を充実させるとともに、浸水状況を踏まえた土地利用を検討する等の減災対策を推進する。



間の川の出水状況写真